

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の 事業スキーム(案)

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の概要

○住宅に困窮している低所得の高齢者、障害者、子育て世帯の居住の安定確保に向け、居住支援協議会等との連携や適切な管理の下で、空き家等を活用し一定の質が確保された賃貸住宅の供給を図るため、空き家等のリフォームやコンバージョンに対して支援する。

補助の要件

<入居対象者>

- ・収入分位25%以下*の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯であって、現に住宅に困窮している（狭小な住宅に居住等）世帯

*居住支援協議会等が認める場合には、地方公共団体が条例で定める高齢者、障害者、子育て世帯向けの公営住宅の入居収入基準以下にできる

<住宅要件>

- ・住戸の床面積は原則として25㎡以上
- ・住宅設備を有すること（台所、水洗便所、収納設備、洗面設備、浴室）
- ・現行の耐震基準に適合していること
- ・一定のバリアフリー化*がなされていること

*2箇所以上の手すり設置、屋内の段差解消又は車椅子で通行可能な廊下幅のいずれかに該当。

<家賃>

- ・公営住宅の家賃に準じたもの（資料1-2参照）

対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・共同居住のための改修工事
- ・入居対象者の居住の安定確保を図るため居住支援協議会等が必要と認める改修工事
（例：設備の改善・更新、断熱改修、防音性・遮音性の強化 等）

補助率・補助限度額

- 補助率：1/3
- 事業主体：民間事業者等
- 補助限度額：50万円/戸
（共同居住用住居に用途変更する場合、100万円/戸）

居住支援協議会等との連携

<各地域における住宅整備量の上限の把握>

- ・住宅確保要配慮者のニーズを把握し、住宅整備量の上限を把握。

<住宅情報の登録等>

- ・事業の実施意向のある住宅オーナー等に周知を実施。
- ・住宅情報の登録を実施。

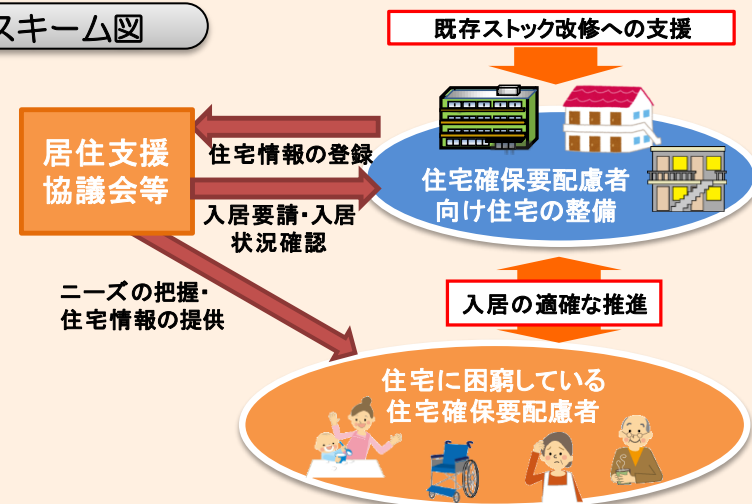
<住宅情報の提供>

- ・入居対象者に対する登録住宅の情報提供を実施。

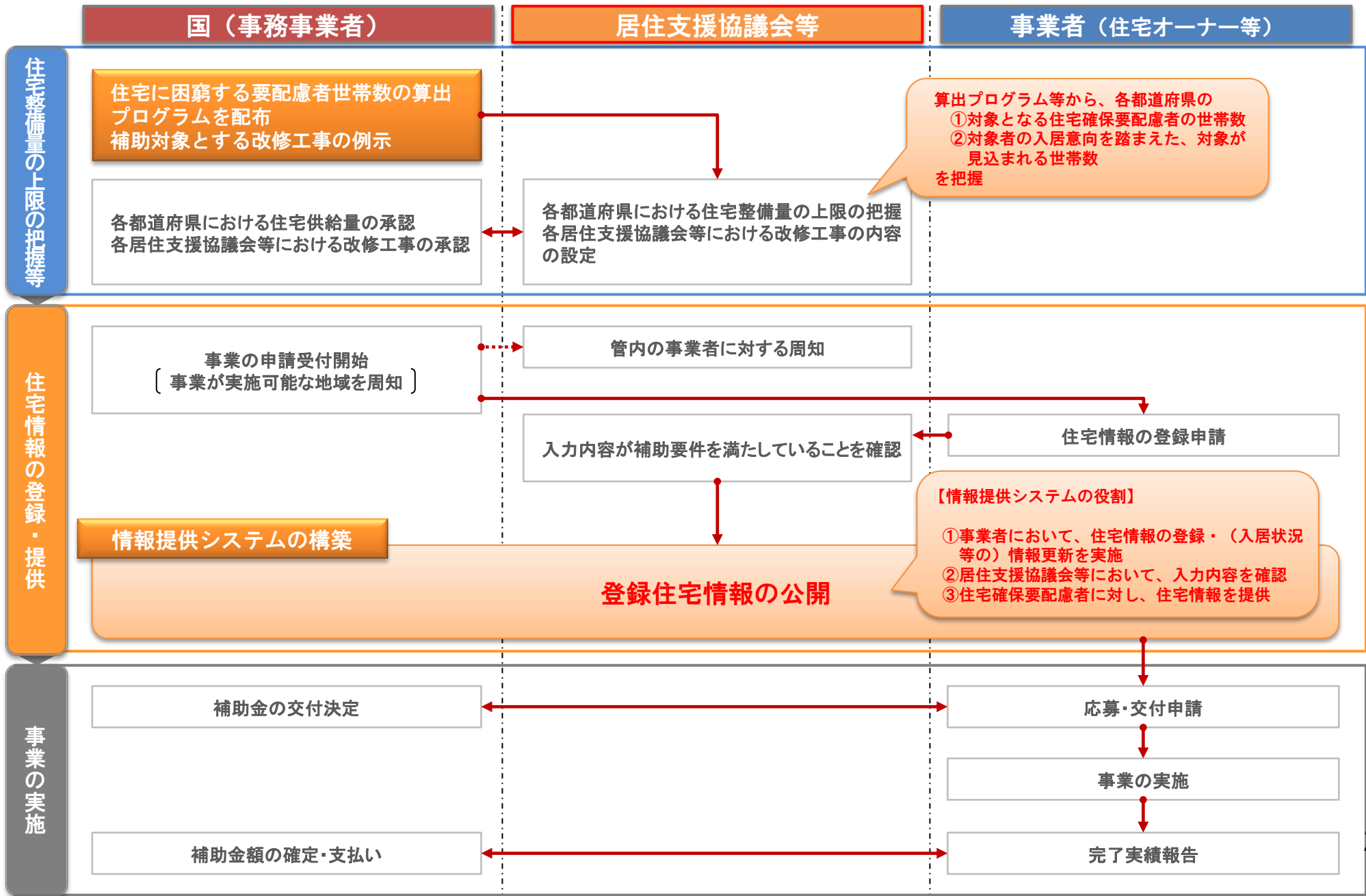
<入居状況の確認>

- ・毎年度、居住支援協議会等において、入居状況を確認。

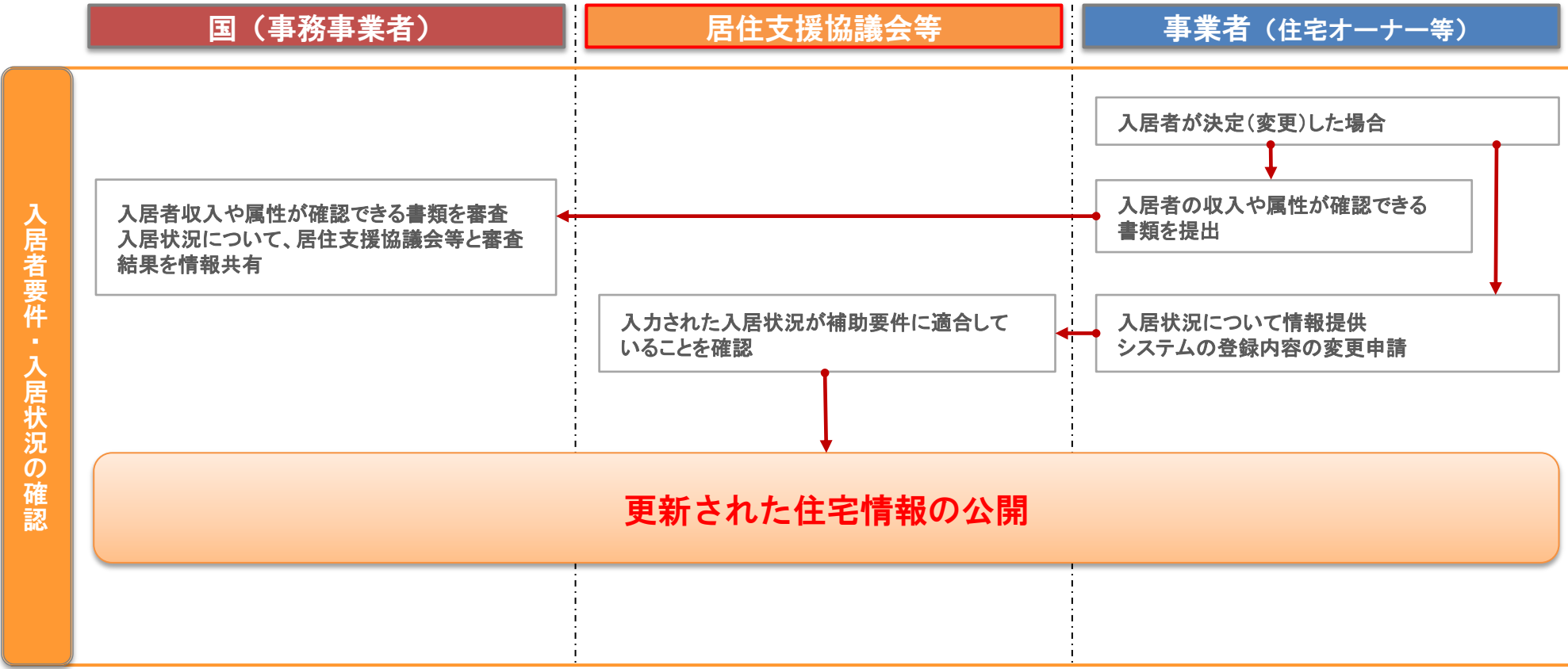
スキーム図



住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の事業スキーム①



住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業の事業スキーム②



※入居者要件に違反していた場合については、国(事務事業者)において、事業者に対して補助金返還請求を行うと共に、居住支援協議会等より登録住宅情報の抹消を実施。
※国(事務事業者)と居住支援協議会等の連名で、事業者に対して、毎年度1回(6月1日を想定)補助金を交付された全ての登録物件を対象に入居状況の確認を依頼

住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業における居住支援協議会等の役割

1. 住宅整備量の上限の把握・補助対象とする改修工事の設定

住宅整備量の上限の把握※（資料1－3参照）

- **住宅確保要配慮者の世帯数を推計**：国土交通省が提供する算出プログラムを活用し、各都道府県毎に推計（①）
- **住替意向のある世帯の割合を設定**：国土交通省が実施した調査結果より割合を設定（②）
- **住宅整備量の上限を把握**：①、②を乗じることによって把握。※各居住支援協議会等独自の調査結果等に基づき把握することも可能

補助対象とする改修工事の設定※（資料1－4参照）

- **入居対象者の居住の安定確保を図るため必要な改修工事の内容を国が例示**し、その中から設定
※各居住支援協議会等独自の調査結果等に基づき設定することも可能

2. 住宅情報の登録・提供（情報提供システムの活用）（資料1－5参照）

- **管内の事業者に対する周知**：国（事務事業者）において本事業の申請受付開始後、**不動産団体等を通じて、管内の事業者に対して事業内容を周知**
- **情報提供システムへの登録(更新)内容の確認**：事業者から住宅情報の登録(変更)申請を受け、**入力内容が補助要件に適合していることを確認**

3. 入居状況の確認（情報提供システムの活用）

- **入居者が決定(変更)した場合の確認**：事業者から入居状況について変更申請を受け、**入力された入居状況が補助要件に適合していることを確認**
- **定期的な確認**：国（事務事業者）と居住支援協議会等の連名で、毎年度1回（6月1日を想定）**補助金を交付された全ての登録物件を対象に入居状況の確認を依頼**